

愛心国際学院 学則

目次

第1章	総則
第2章	課程・修業期間・収容定員及び休業日
第3章	教育課程・授業時間数
第4章	学習評価・修了要件
第5章	教員・職員体制
第6章	入学・休学・退学・卒業
第7章	授業料などと返金規定
第8章	雑則
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、留学生に対して適正かつ確実な日本語教育を行い、併せて進学準備教育を行い、日本人、日本事情、日本文化などへの理解を深め、もって、国際親善の発展及び国際交流の促進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学の名称は、愛心国際学院とする。

また、その英語表記は、「AISHIN INTERNATIONAL INSTITUTE」とする。

(位置)

第3条 本学は、神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町16番地1シャトーダイアナ2階に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的・目標および社会的使命を達成するため、本学における教育活動の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

(用語の定義)

第5条 本則において「学生」とは、本学に在籍する日本語学習者であり、在留資格「留学」により本学で学ぶ外国人留学生を指す。

第2章 課程・修業期間・収容定員及び休業日

(課程・修業期間・収容定員およびクラス数)

第6条 本学の課程、修業期間、収容定員およびクラス数は、次表のとおりとする。

第1部～第3部	課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学2年課程	2年	86名	6	4月入学
	小計		86名	6	
第2部	進学1年9か月課程	1年9か月	26名	2	7月入学
	小計		26名	2	

第3部	進学1年6か月課程	1年6か月	28名	2	10月入学
	小計		28名	2	
	計		140 名	10	

(始期～終期など)

第7条 1. 本学の各課程は、4月、7月及び10月に始まり、3月に終わる。前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで(4月から6月までを前期Ⅰとし、7月から9月までを前期Ⅱとする)
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで(10月から12月までを後期Ⅰとし、1月から3月までを後期Ⅱとする)

(休業日)

第8条 1. 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 前期Ⅰ休業(6月下旬から約10日間)
- (4) 夏季休業(8月中旬から約2週間)
- (5) 前期Ⅱ休業(9月末から約1週間)
- (6) 後期Ⅰ休業(12月下旬から約20日間)
- (7) 後期Ⅱ休業(3月中旬から約2週間)

2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると学校長が認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日に授業を行うことができる。

3. 非常災害、その他急迫の事情があると学校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。その場合、休業日に代わりの授業を行う。

(授業の終始時刻)

第9条 授業の終始時刻は、法定の授業時間数(2年課程：1520 単位時間，1年9か月課程：1324単位時間，1年6か月課程：1140単位時間)の設計に準拠し学校長が定め、次の通りに行う。

(1) 第1部 9:00 ～ 12:20

午前部	授業時間
1 時間目	9:00 ～ 9:45
2 時間目	9:50 ～ 10:35
3 時間目	10:45 ～ 11:30
4 時間目	11:35 ～ 12:20

(2) 第2部 13:00 ～ 16:20

午後部	授業時間
1 時間目	13:00 ～ 13:45
2 時間目	13:50 ～ 14:35
3 時間目	14:45 ～ 15:30
4 時間目	15:35 ～ 16:20

第3章 教育課程・授業時間数

(教育課程、課程内容、授業時間数)

第10条 本学の日本語教育課程、課程内容および授業時数は、次の表のとおりとする。

ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年課程(4月入学)

レベル	到達目標(Can-do)	授業時間 (単位時間/週)	期間 (月数・週数)	総授業時間数 (単位時間)
初級Ⅰ A1	生活や学校に関する身近な話題について、短い会話や短い文章から必要な情報を理解することができる。 自分に関する基本的な情報についてやり取りしたり、自分の経験を短い文で説明したり、書いて伝えたりすることができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
初級Ⅱ A2.1	日常生活や学校生活に関する身近な場面について、会話や文章から必要な情報を得ることができる。 自分の経験や予定、考えを簡単な表現でやり取りし、説明し、書いて伝えることができる。 必要に応じて聞き返しや確認を行いながら、相手と協力してコミュニケーションを進めることができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
初中級Ⅰ A2.2-B1.1	身近な話題や学習活動について、会話や文章から必要な情報を理解し、他者と協力しながら情報や意見を交換することができる。 自分の経験や調べたこと、考えを簡単な理由とともに説明し、まとまりのある文章で伝えることができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
初中級Ⅱ B1.1-B1.2	身近な話題や自分の関心のある内容について、聞いたり読んだりして要点を理解し、必要な情報を得ることができる。 身近な話題について、自分の考えや経験を理由や具体例を交えながら伝え、相手に配慮してやり取りすることができる。 学習した内容や自分の考えを整理し、発表や文章で分かりやすく表現することができる。 さらに必要な情報をメモに整理して学習に活用することができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
中級Ⅰ B1.2-B2.1	身近な話題や進学・生活に関する内容について、聞いたり読んだりして要点や必要な情報を理解し、整理・活用することができる。さらに、自分の考えや経験を理由とともに伝え、相手の意見を踏まえながら適切に意見交換することができる。 自分の考えや調べた内容を順序立てて整理し、発表や文章で分かりやすく表現することができる。必要に応じて要約やメモを作成することができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196

中級Ⅱ B2.1	自分の関心のある分野や進学・社会生活に関する内容について、聞いたり読んだりして要点や論理の流れを理解し、複数の情報を関連付けながら必要な情報を整理することができる。 身近な話題や関心のある話題について、自分の考えや気持ちを伝え、状況に応じて言い換えや確認を行いながら相手と円滑にやり取りすることができる。 自分の経験や考え、収集した情報を整理し、目的や相手を意識して発表や文章で分かりやすく表現することができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
中上級Ⅰ B2.1-B2.2	自分の関心のある分野や進学・社会生活に関するやや複雑な内容について、聞いたり読んだりして要点や筆者・話者の意図を理解し、必要な情報を整理することができる。 熟達した日本語話者とも状況に応じて適切にコミュニケーションを図り、自分の考えを相手に配慮しながら伝え、意見交換することができる。 調査した内容や自分の経験・考えを整理し、例や根拠を示しながら発表や文章で分かりやすく表現することができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
中上級Ⅱ B2.2	進学・社会生活に関する幅広い話題や、やや複雑な内容について、聞いたり読んだり聞いたり読んだりして要点や重要事項、筆者・話者の意図を理解し、複数の情報を整理・関連付けて活用することができる。 世代や文化の異なる相手とも適切にコミュニケーションを図り、自分の考えや経験を論理的かつ分かりやすく伝え、意見交換することができる。 情報を整理・要約し、自分の経験や考えを根拠とともに発表や作文・レポートにまとめ、目的や場面に応じて適切に表現することができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
合 計			24か月・76週	1520

(2) 進学1年9か月課程(7月入学)

レベル	到達目標 (Can-do)	授業時間 (単位時間/週)	期間 (月数・週数)	総授業時間数 (単位時間)
初級Ⅱ A2.1	日常生活や学校生活に関する身近な場面について、会話や文章から必要な情報を得ることができる。 自分の経験や予定、考えを簡単な表現でやり取りし、説明し、書いて伝えることができる。 必要に応じて聞き返しや確認を行いながら、相手と協力してコミュニケーションを進めることができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
初中級Ⅰ A2.2-B1.1	身近な話題や学習活動について、会話や文章から必要な情報を理解し、他者と協力しながら情報や意見を交換することができる。 自分の経験や調べたこと、考えを簡単な理由とともに説明し、まとまりのある文章で伝えることができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
初中級Ⅱ B1.1-B1.2	身近な話題や自分の関心のある内容について、聞いたり読んだりして要点を理解し、必要な情報を得ることができる。 身近な話題について、自分の考えや経験を理由や具体例を交えながら伝え、相手に配慮してやり取りすることができる。 学習した内容や自分の考えを整理し、発表や文章で分かりやすく表現することができる。 さらに必要な情報をメモに整理して学習に活用することができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
中級Ⅰ B1.2-B2.1	身近な話題や進学・生活に関する内容について、聞いたり読んだりして要点や必要な情報を理解し、整理・活用することができる。さらに、自分の考えや経験を理由とともに伝え、相手の意見を踏まえながら適切に意見交換することができる。 自分の考えや調べた内容を順序立てて整理し、発表や文章で分かりやすく表現することができる。必要に応じて要約やメモを作成することができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
中級Ⅱ B2.1	自分の関心のある分野や進学・社会生活に関する内容について、聞いたり読んだりして要点や論理の流れを理解し、複数の情報を関連付けながら必要な情報を整理することができる。 身近な話題や関心のある話題について、自分の考えや気持ちを伝え、状況に応じて言い換えや確認を行いながら相手と円滑にやり取りすることができる。 自分の経験や考え、収集した情報を整理し、目的や相手を意識して発表や文章で分かりやすく表現することができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184

中上級Ⅰ B2.1-B2.2	自分の関心のある分野や進学・社会生活に関するやや複雑な内容について、聞いたり読んだりして要点や筆者・話者の意図を理解し、必要な情報を整理することができる。 熟達した日本語話者とも状況に応じて適切にコミュニケーションを図り、自分の考えを相手に配慮しながら伝え、意見交換することができる。 調査した内容や自分の経験・考えを整理し、例や根拠を示しながら発表や文章で分かりやすく表現することができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
中上級Ⅱ B2.2	進学・社会生活に関する幅広い話題や、やや複雑な内容について、聞いたり読んだり聞いたり読んだりして要点や重要事項、筆者・話者の意図を理解し、複数の情報を整理・関連付けて活用することができる。 世代や文化の異なる相手とも適切にコミュニケーションを図り、自分の考えや経験を論理的かつ分かりやすく伝え、意見交換することができる。 情報を整理・要約し、自分の経験や考えを根拠とともに発表や作文・レポートにまとめ、目的や場面に応じて適切に表現することができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
合 計			21か月・66.2週	1324

(3) 進学1年6か月課程(10月入学)

レベル	到達目標 (Can-do)	授業時間 (単位時間/週)	期間 (月数・週数)	総授業時間数 (単位時間)
初級Ⅱ A2.1	日常生活や学校生活に関する身近な場面について、会話や文章から必要な情報を得ることができる。 自分の経験や予定、考えを簡単な表現でやり取りし、説明し、書いて伝えることができる。 必要に応じて聞き返しや確認を行いながら、相手と協力してコミュニケーションを進めることができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
初中級Ⅰ A2.2-B1.1	身近な話題や学習活動について、会話や文章から必要な情報を理解し、他者と協力しながら情報や意見を交換することができる。 自分の経験や調べたこと、考えを簡単な理由とともに説明し、まとまりのある文章で伝えることができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184

初中級Ⅱ B1.1-B1.2	身近な話題や自分の関心のある内容について、聞いたり読んだりして要点を理解し、必要な情報を得ることができる。 身近な話題について、自分の考えや経験を理由や具体例を交えながら伝え、相手に配慮してやり取りすることができる。 学習した内容や自分の考えを整理し、発表や文章で分かりやすく表現することができる。 さらに必要な情報をメモに整理して学習に活用することができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
中級Ⅰ B1.2-B2.1	身近な話題や進学・生活に関する内容について、聞いたり読んだりして要点や必要な情報を理解し、整理・活用することができる。さらに、自分の考えや経験を理由とともに伝え、相手の意見を踏まえながら適切に意見交換することができる。 自分の考えや調べた内容を順序立てて整理し、発表や文章で分かりやすく表現することができる。必要に応じて要約やメモを作成することができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
中級Ⅱ B2.1	自分の関心のある分野や進学・社会生活に関する内容について、聞いたり読んだりして要点や論理の流れを理解し、複数の情報を関連付けながら必要な情報を整理することができる。 身近な話題や関心のある話題について、自分の考えや気持ちを伝え、状況に応じて言い換えや確認を行いながら相手と円滑にやり取りすることができる。 自分の経験や考え、収集した情報を整理し、目的や相手を意識して発表や文章で分かりやすく表現することができる。	20単位時間	3か月・9.8週	196
中上級Ⅰ B2.1-B2.2	自分の関心のある分野や進学・社会生活に関するやや複雑な内容について、聞いたり読んだりして要点や筆者・話者の意図を理解し、必要な情報を整理することができる。 熟達した日本語話者とも状況に応じて適切にコミュニケーションを図り、自分の考えを相手に配慮しながら伝え、意見交換することができる。 調査した内容や自分の経験・考えを整理し、例や根拠を示しながら発表や文章で分かりやすく表現することができる。	20単位時間	3か月・9.2週	184
合 計			18か月・57週	1140

(クラス編成)

第11条 クラスは、同時期に同一の教育課程を受講する学生を、15名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習評価・修了要件

(科目成績評価)

第12条 各科目の評価は、学習過程における成果を評価する形成的評価30%と3か月ごとの学期末に実施する試験による総括的評価70%の割合を総合して算出する。

成績は以下の5段階で示し、学習者に通知する。

評 定	達 成 率	合 否 判 定
A	90%以上	合格
B	80%以上 ～ 90%未満	合格
C	70%以上 ～ 80%未満	合格
D	60%以上 ～ 70%未満	合格
E	60%未満	不合格

※60点未満(E)の成績不良者に関しては補習の後に再試験を行い、60点以上の成績をもってD判定とする。

(修了要件)

第13条 本教育課程の修了は、以下の要件をすべて満たした者について認定する。

1. 出席率が90%以上であること。
2. 全学期における全科目の評価が60点以上(D以上)であること。

(言語活動別熟達度の判定)

第14条 日本語教育の参照枠に基づく「聞く」「読む」「話す(やり取り)」「話す(発表)」「書く」の5つの言語活動別能力判定について。

「聞く」「読む」は外部熟達度試験を用いた客観的評価とし、「話す(やり取り)」「話す(発表)」「書く」はルーブリックを用いたパフォーマンス評価とする。

なお、言語活動別熟達度の判定は、学習者の日本語能力の把握と教育課程・授業改善への利用を目的として年1回(1年次は1月と2年次は3月)実施し、その結果は修了判定には用いないこととする。

・判定するレベル：1年次B1 2年次B2

(クラス編成のための日本語能力確認について)

第15条 入学後の日本語能力及び学習進度を適切に把握しクラス編成を行う目的で、1年次に2回クラス編成のための日本語能力確認を行う。

1回目は4月入学生の入学後の学習状況を踏まえ6月に行い、必要に応じてクラス編成を調整する。

2回目は1年次の1月に実施する熟達度判定をもって、4月・7月・10月入学生全員を対象として日本語能力及び学習状況を確認し、その結果を翌年度4月からのレベル別クラス編成に反映する。

なお、クラス編成を変更した場合も、学生が所属する教育課程、修業期間、到達目標及び修了要件は変更しない。なお、当該学生が自身の教育課程よりも下位レベルのクラスへ配置となった場合は、個別指導、補習などを行い、学習状況を継続的に確認し、在籍する教育課程の修業期間内に当該課程の到達目標を達成できるよう支援する。

第5章 教員・職員体制

(教員・職員体制)

第16条 1. 本学に次の教職員を置く。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 学校長 | 1 名 |
| (2) 主任教員 | 1 名 |
| (3) 事務統括責任者 | 1 名 |
| (4) 本務など教員 | 4 名以上 |
| (5) 教員 | 10 名以上 |
| (6) 生活指導担当者 | 1 名 |
| (7) 生活指導担当職員 | 1 名以上(学生の母語話担当者を含む) |

2. 前項のほか、必要な教職員を置くことができる。

3. 学校長は、本機関の業務をつかさどり、所属する教職員および職員を監督する。

第6章 入学・休学・退学・卒業

(入学資格)

第17条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育を修了、またはそれと同などの資格を有する者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 日本に滞在中、その費用を負担する能力のある者、または負担する能力のある経費支弁者を有する者
- (4) 本学において、その定めた期間、修学する意思がある者
- (5) 本学の諸規定に従う事を誓約する者

(入学時期)

第18条 本学への入学は、年3回とし、その時期は、4月、7月及び10月とする。

(入学手続)

第19条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第25条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第25条に定める入学金および必要書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

- 第20条
1. 学生が疾病その他やむを得ない事由により、7日以上休学しようとする場合は、その事由および休学の期間を記載した休学届に、診断書及びその他必要な書類を添えて申請し、学校長の許可を受けなければならない。
 2. 休学した者が復学しようとする場合は、学校長にその旨を届け出て、学校長の許可を受けなければならない。

(転学・退学)

第21条 転学・退学しようとする者は、その事由を記し、学校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

- 第22条
1. 学校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して、当該科目の修了を認定する。
 2. 学校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第23条 学校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第24条 1. 学生がこの規則その他本学が定める諸規則を守らず、その本文にもとる行為があったときは、学校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学、退学、及び除籍の4種とする。

3. 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料などと返金規定

(学生納付金)

第25条 本学の学生納付金は、次のとおりにする。

明 細		1年目	4月生2年目	7月生2年目	10月生2年目
1	選考料	30,000 円			
2	入学金	70,000 円			
3	授業料	660,000 円	660,000 円	495,000 円	330,000 円
4	教材費	48,000 円	48,000 円	36,000 円	24,000 円
5	施設費	45,000 円	45,000 円	34,000 円	23,000 円
6	課外活動費	20,000 円	20,000 円	15,000 円	10,000 円
7	健康診断料	14,000 円	14,000 円	14,000 円	14,000 円
8	自賠責保険料	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
小 計		890,000 円	790,000 円	597,000 円	404,000 円
納付金合 計			1,680,000 円	1,487,000 円	1,294,000 円

(納入)

第26条 1. 学生が在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3. 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することがある。

(滞納)

第27条 学生が正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合は、学校長は当該学生に対して除籍を命ずることができる。

(学生納付金の返金)

第28条 既に納入した学生納付金の返金については、下記の「返金規定事項」に基づくものとする。

返金規定事項

1. 選考料及び入学金
選考料は、入学選考に係る費用であるため、理由のいかんを問わず返金しない。
入学金は、入学手続き及び在留資格に関する申請などの事務手続きに係る費用であるため、原則として返金しない。
2. 査証(ビザ)の発給拒否又は入国を拒否された場合
在留資格認定証明書の交付を受けた後、日本国大使館又は領事館において査証の発給を拒否された場合、または日本への入国を拒否された場合は、選考料・入学金を除いた納入金の残額を返金する。なお、返金に伴う送金手数料は学生負担とする。
ただし、返金を受けるためには、入学許可書を返却するとともに、査証が発給されなかったこと又は入国を拒否されたことを確認できる書類を提出しなければならない。
3. 中途退学の場合
中途退学をする場合、納入済みの授業料のうち、退学後の未受講学期に係る授業料相当額から、所定の事務手数料として授業料の10%(上限66,000円)を差し引いた額を返金する。なお、退学時点で既に開始されている学期の授業料については返金しない。
返金額は、算出された金額のうち1,000円未満を切り捨てるものとする。
なお、教材費、施設費、健康診断費、保険料その他の費用については、原則として返金しない。
4. 返金の時期及び方法
返金は、原則として学生の出国を確認した後、翌月末までに、学生が指定した銀行口座へ送金する方法により行う。
なお、返金に伴う銀行などの送金手数料は、返金を受ける学生の負担とする。
5. 返金の対象とならない場合
法令又は本学の学則・校則などに違反し、除籍処分となった場合は、納入済みの学費などについて一切返金しない。
また、法令違反などにより強制送還となった場合についても、一切返金しない。
6. 学習を中断している場合
学生が一時的に学習を中断している期間については、原則として授業料などの返金を行わない。

(寄宿舍)

第29条 本学では寄宿舍を設けないものとする。

(健康診断)

第30条 各課程入学後、原則として1か月以内に実施、1年後に再度実施するものとする。

(学則の改訂)

第31条 この学則の改定は、会議の審議を経て、理事会の承認を受けた上で、学校長が行う。

附則

この学則は、(2027年日本語教育機関認可日 ※仮) より実施する。